

農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦及び応募について

農業委員会等に関する法律第 19 条の規定に基づき鳴門市農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」）について、下記のとおり農業者等に対して候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集をします。なお、推薦、応募をしていただいても、必ずしも推進委員に選任されるとは限りませんので、ご了承ください。

※ 今回の募集は、板東地区の農地利用最適化推進員に欠員が生じたため、同地区より再度推薦、応募をいただくものです。

記

- 主たる業務 (1) 転用違反等の是正指導
(2) 担い手への農地利用の集積
(3) 新規参入の促進
(4) 耕作放棄地の防止・解消
(5) 農業委員会及び研修会への出席していただくことがあります。
 - 定員 1 人（板東地区）
 - 報酬 13 万 3 千円（年額）
 - 受付期間 平成 29 年 11 月 1 日（水）から平成 29 年 11 月 30 日（木）まで
 - 推薦応募方法 市農業委員会事務局（市農林水産課内）窓口又は市公式ウェブサイトにある推薦、応募様式に必要事項を記入・押印のうえ、受付期間内に市農業委員会事務局（市農林水産課内）まで持参または郵送（期間内必着）で提出してください。
- ※持参の場合は開庁日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
- 【送付先 〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜 170 番地 市農業委員会事務局】
- 任期 委嘱の日から平成 32 年 7 月 19 日まで
 - 身分 特別職の非常勤職員
 - その他
 - ・農地利用最適化推進委員と農業委員の兼務はできません。
 - ・推薦、応募の状況について、市公式ウェブサイトで公表します。推薦、応募様式にご記入いただきます内容は公表されますので、ご了承ください。
 - ※住所、電話番号等法令に定めのない事項は除きます。
 - ・推薦、応募をいただいた方は、農業委員会において総合的に評価します。
 - ・「破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者」及び「禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」は農地利用最適化推進委員になることができません。
 - 個人情報の取扱 推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

◇問合せ先◇ 農業委員会事務局（市農林水産課内）

TEL 088-684-1180